

# 八潮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年9月25日

八潮市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本市においては、つくばエクスプレスの開業等により市街化が進展し、農地は年々減少傾向にあるものの、生産緑地地区や市街化調整区域の農地を中心に稲作や野菜栽培が盛んに行われており、市場の他、直売所や地元スーパー等、多様な販路が確立され、都市型農業が展開されている。一方で、全国的な傾向と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足等に加え、消費者ニーズの多様化、高度化など、本市の都市農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっている現状もあり、今後の農地利用の最適化のため、遊休農地の発生を防止し、担い手への農地集積・集約を図り、新規就農を促進していく必要がある。

以上のような観点から、東京都を含む消費地に存在する生産地の強みを活かしながら、市民に食料を安定供給するとともに、市民生活に潤いをもたらす都市型農業の多面的機能を十分に発揮させ、活力ある都市型農業を築いていくため、法第7条第1項に基づき、農業委員会委員の担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、八潮市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和元年度)	172ha	1.0ha	0.6%
目標 (令和5年度)	167ha	0.6ha	0.4%

※現状の「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員会委員による農地法（平成 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査を毎年 7 月から 9 月に実施する。

利用状況調査の結果を受け、同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査を 1 1 月末までに実施する。

日常の農地パトロールにおいても、違反転用の発生防止・早期発見、農地の適正な利用の確認に関する現場活動等については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施するものとする。

- ② 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。  
③ さいかつ農業協同組合等の関係機関と連携し、市街化調整区域においては農地利用集積円滑化事業、都市農地においては都市農地の貸借の円滑化に係る法律の活用を促進する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
現状 (令和元年度)	171ha	23.6ha	13.8%
目標 (令和 5 年度)	166ha	26.1ha	15.7%

※現状の「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

農業委員会は、農地利用状況調査や農地利用意向調査、農業委員の現場活動等により把握した情報等をもとに、八潮市及びさいかつ農業協同組合等と連携し、利用権設定等により農地利用集積を促進する。

また、八潮市都市農業振興事業補助金制度における認定農業者のメリット等について周知を図り、認定農業者への積極的な登用を促進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

埼玉県及び八潮市都市農業課並びにさいかつ農業協同組合等と連携し、新規就農者への支援体制を構築していく。